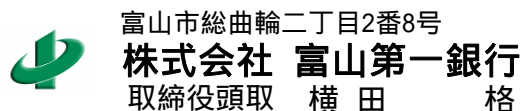


第101期 中間決算公告

平成23年12月26日



中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	12,614	預金	923,815
一口一	23,459	コ ー ル マ ネ	6,600
商品有価証券	304	借 用 金	22,320
金銭の信託	800	外 国 為 替	0
有価証券	249,523	そ の 他 負 債	5,302
貸出金	720,826	未 払 法 人 税 等	524
外国為替	690	リ ー ス 債 務	917
その他資産	3,576	資 産 除 去 債 務	57
有形固定資産	9,003	そ の 他 の 負 債	3,802
無形固定資産	277	役 員 賞 与 引 当 金	13
繰延税金資産	8,437	退 職 給 付 引 当 金	3,088
支払承諾見当	4,279	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	51
	8,740	偶 発 損 失 引 当 金	98
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,269
		支 払 承 諾	4,279
		負債の部合計	966,839
		(純資産の部)	
		資 本 金	8,000
		資 本 剰 余 金	5,430
		資 本 準 備 金	5,430
		利 益 剰 余 金	48,858
		利 益 準 備 金	2,489
		そ の 他 利 益 剰 余 金	46,369
		別 途 積 立 金	38,860
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,509
		自 己 株 式	273
		株 主 資 本 合 計	62,015
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,261
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,459
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,802
		純 資 産 の 部 合 計	58,213
資産の部合計	1,025,052	負債及び純資産の部合計	1,025,052

中間損益計算書

〔平成23年4月 1日から
平成23年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		11,346
資 金 運 用 収 益	8,935	
(うち貸出金利息)	(6,301)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,608)	
役 務 取 引 等 収 益	1,030	
そ の 他 業 務 収 益	1,168	
そ の 他 経 常 収 益	212	
	<hr/>	
経 常 費 用		9,664
資 金 調 達 費 用	818	
(うち預金利息)	(659)	
役 務 取 引 等 費 用	469	
そ の 他 業 務 費 用	159	
営 業 経 費	5,899	
そ の 他 経 常 費 用	2,316	
	<hr/>	
経 常 利 益		1,682
特 別 利 益		-
特 別 損 失		1
		<hr/>
税 引 前 中 間 純 利 益		1,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	583	
法 人 税 等 調 整 額	81	
	<hr/>	
法 人 税 等 合 計		664
		<hr/>
中 間 純 利 益		1,016

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 21年～24年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破

綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,329百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生の翌期に期間により按分して費用処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- | | |
|---|-------|
| 1. 関係会社の株式総額 | 22百万円 |
| 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,890百万円、延滞債権額は15,325百万円であります。 | |

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は35百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,597百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,849百万円であります。

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,367百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 14,893百万円

担保資産に対応する債務

預金 916百万円

コールマネー 6,600百万円

借入金 7,320百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,202百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8百万円及び敷金は439百万円あります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、85,906百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが85,437百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(半

年毎に)に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)を基準として時価を算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,361百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,689百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 963円39銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は15.27%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益128百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額520百万円、株式等償却296百万円及び株式等売却損1,467百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの中間純利益金額 16円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	23,290	24,026	735
	地方債	5,985	6,153	167
	社債	16,206	16,400	194
	その他	500	543	43
	小計	45,983	47,124	1,141
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	2,899	2,891	7
	その他	2,240	2,226	13
	小計	5,139	5,118	21
合計		51,122	52,242	1,120

2. 子会社株式及び関連会社株式 (平成23年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連法人株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	22
関連会社株式	
合計	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	5,507	4,209	1,298
	債券	85,081	82,981	2,100
	国債	41,566	40,638	928
	地方債	16,661	16,108	552
	社債	26,853	26,234	619
	その他	28,802	28,142	660
	小計	119,391	115,332	4,059
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	25,516	33,917	8,400
	債券	7,471	7,502	31
	国債	-	-	-
	地方債	996	999	2
	社債	6,474	6,502	28
	その他	44,255	48,679	4,423
	小計	77,242	90,098	12,855
合計	196,634	205,431	8,796	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計 上額(百万円)
株式	1,743
その他	-
合計	1,743

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、296百万円（株式296百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50%以上は、一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、格付等を考慮した当行所定の基準に基づき減損処理し

ております。

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	800	800			

(注) 1 . 貸借対照表計上額は、当中間期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 . 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。


繰延税金資産

貸倒引当金	5,789
退職給付引当金	1,247
減価償却費	862
その他有価証券評価差額金	3,534
その他	881
繰延税金資産小計	12,315
評価性引当額	3,877
繰延税金資産合計	8,437
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	8,437

8,437 百万円

第 101 期 中間決算公告

平成23年12月26日

富山市総曲輪二丁目2番8号
 株式会社 富山第一銀行
 取締役頭取 横田 格

中間連結貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	12,663	預 金	923,028
コールローン及び買入手形	23,459	コールマネー及び売渡手形	6,600
商 品 有 価 証 券	304	借 用 金	27,878
金 銭 の 信 託	800	外 国 為 替	0
有 価 証 券	256,204	そ の 他 負 債	4,974
貸 出 金	711,332	役 員 賞 与 引 当 金	13
外 国 為 替	690	退 職 給 付 引 当 金	3,103
リース債権及びリース投資資産	8,869	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	51
そ の 他 資 産	6,349	偶 発 損 失 引 当 金	98
有 形 固 定 資 産	9,144	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,269
無 形 固 定 資 産	294	支 払 承 諾	4,279
繰 延 税 金 資 産	8,690	負 債 の 部 合 計	971,297
支 払 承 諾 見 返	4,279	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 9,286	資 本 金	8,000
		資 本 剰 余 金	5,433
		利 益 剰 余 金	50,315
		自 己 株 式	△ 273
		株 主 資 本 合 計	63,474
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 5,220
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,459
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 3,761
		少 数 株 主 持 分	2,787
		純 資 産 の 部 合 計	62,501
資 産 の 部 合 計	1,033,798	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,033,798

中間連結損益計算書

〔平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		13,739
資 金 運 用 収 益	8,990	
(うち貸出金利息)	(6,249)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,714)	
役 務 取 引 等 収 益	1,030	
そ の 他 業 務 収 益	3,474	
そ の 他 経 常 収 益	244	
経 常 費 用		11,918
資 金 調 達 費 用	830	
(うち預金利息)	(659)	
役 務 取 引 等 費 用	458	
そ の 他 業 務 費 用	2,163	
営 業 経 費	6,051	
そ の 他 経 常 費 用	2,413	
経 常 利 益		1,821
特 別 損 失		1
固 定 資 産 処 分 損	1	
税金等調整前中間純利益		1,820
法人税、住民税及び事業税	622	
法人税等調整額	103	
法人税等合計		725
少数株主損益調整前中間純利益		1,094
少数株主利益		49
中間純利益		1,045

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

富山ファースト・ビジネス株式会社

富山ファースト・リース株式会社

富山ファースト・ディーシー株式会社

株式会社富山ファイナンス

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 3社

②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	21年～24年
その他	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

該当ありません。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を

控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8, 329百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生の翌期に期間により按分して費用処理しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価してしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上してしております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用してしております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結累計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上してしております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,916百万円、延滞債権額は15,452百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は36百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,742百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,147百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,367百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,382百万円

担保資産に対応する債務

預金 916百万円

コールマネー及び売渡手形 6,600百万円

借入金 7,820百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,202百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8百万円及び敷金は449百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定

の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は87,049百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが85,570百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,551百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,689百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 988円22銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は15.77%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益129百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却15百万円、貸倒引当金繰入額507百万円、株式等償却373百万円及び株式等売却損1,494百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 17円29銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。
4. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額は△1,807百万円で

あります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	12,663	12,663	—
(2) コールローン及び買入手形	23,459	23,459	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	54,299	55,512	1,212
その他有価証券	200,122	200,122	—
(4) 貸出金	711,332		
貸倒引当金（*1）	△8,604		
	702,728	712,744	10,015
資産計	993,273	1,004,502	11,228
(1) 預金	923,028	923,514	485
(2) コールマネー及び売渡手形	6,600	6,600	—
(3) 借入金	27,878	27,909	30
負債計	957,506	958,023	516

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（概ね1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準ずる方法により、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の個人ローンは、商品ごとの元利金の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（概ね 1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（概ね 1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね 1 年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（概ね 1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,782
合計	1,782

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	23,290	24,026	735
	地方債	5,985	6,153	167
	社債	18,077	18,332	255
	その他	1,396	1,473	76
	小計	48,750	49,986	1,235
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,909	2,901	△7
	その他	2,639	2,624	△15
	小計	5,548	5,525	△22
合計		54,299	55,512	1,212

2. その他有価証券 (平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,961	4,180	1,781
	債券	85,187	83,081	2,106
	国債	41,566	40,638	928
	地方債	16,661	16,108	552
	社債	26,959	26,334	625
	その他	29,135	28,466	668
	小計	120,285	115,728	4,556
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	25,990	34,500	△8,509
	債券	7,700	7,733	△32
	国債	—	—	—
	地方債	996	999	△2
	社債	6,703	6,733	△29
	その他	46,146	50,720	△4,574
	小計	79,837	92,953	△13,116
合計		200,122	208,682	△8,559

3. 減損処理を行なった有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は373百万円（株式373百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50%以上は、一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、格付等を考慮した所定の基準に基づき減損処理しております。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	800	800	—	—	—

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。